

## [事案 2024-327] 告知義務違反解除取消等請求

・令和7年9月24日 裁定打切り

### <事案の概要>

告知義務違反により契約を解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年12月に人工股関節置換術を受けるために入院したため、同年4月に募集代理店を通じて契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を無効とし、給付金を支払ってほしい。

(1)告知の際、募集人に対し、「腰と股関節のところが痛むので湿布薬がなくなると年に1回ぐらい病院に行っています」と伝えたが、募集人は、「それぐらいならば告知書の定期的に病院に通っている欄は『いいえ』でいいです」と述べたので、「いいえ」を選択した。これは、募集人による告知妨害または不実告知の教唆に該当する。

### <保険会社の主張>

申立人の告知については告知義務違反が成立しており、募集人による告知の妨害・教唆は認定できないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)告知の際、申立人が募集人に対し、病院に通院し湿布薬を処方されていた旨を伝えたかどうか、それに対して募集人が告知しなくてよい旨を述べたかどうかについては、申立人と募集人の言い分は合致していない。
- (2)募集人による告知妨害等があったかどうかについて正確に事実を認定するためには、募集人の事情聴取が不可欠であるが、募集人はすでに代理店を退職しており、保険会社からの協力依頼をよっても事情聴取を行うことができず、現在提出されている証拠等から正確に事実を認定し、これを判断するのは著しく困難であると言わざるをえない。
- (3)本件において、告知妨害等の事実関係を明らかにするためには、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方の反対尋問権も保障されている裁判手続における証人尋問、当事者尋問手続を行うことが考えられるが、裁判外紛争解決機関である裁定審査会は、裁判所におけるような厳格な証拠調べ手続を有していない。